

人口と世帯 (外国人含む)	人口	425,380人
	男	209,547人
	女	215,833人
	(前月より167人増)	
世帯	185,258世帯	
(前月より154世帯増)		
(2012年1月1日現在)		

発行・町田市 編集・政策経営部広報課
〒194-8520 東京都町田市中町1-20-23
市役所の代表電話042・722・3111
発行日・毎月3回1の日(1日、11日、21日)
ホームページ <http://www.city.machida.tokyo.jp/>



携帯電話用QRコード

今号の紙面から

2面

町田税務署から
確定申告に関するお知らせ

市・都民税の申告受付日程

会場	期間・期日	受付時間
町田市役所本庁舎1階 市民フロア	2月16日(木)～3月15日(木)	午前9時～11時30分、 午後1時～4時
	※土・日曜日を除く。ただし、2月19日(日)、26日(日)は受け付け	
小山市民センターホール	2月17日(金)	午前9時30分～11時30分、 午後1時～4時
堺市民センターホール	2月22日(水)	
忠生市民センターホール	2月23日(木)	
南市民センターホール	2月29日(水)	
なるせ駅前市民センターホール	3月1日(木)	
鶴川市民センターホール	3月7日(水)、8日(木)	

※午前中の受け付けが混雑した場合、午後の受け付けになることがあります。時間に余裕を持っておいで下さい。
※筆記具・印鑑・所得の証明ができるもの、社会保険料等の領収書・証明書をお持ち下さい。
※添付書類は申告書に貼らないでお持ち下さい。
※各会場には税務署職員がおりませんので確定申告の相談はできません。また各市民センターには駐車場の用意がありませんので、車での来場はご遠慮下さい。

市・都民税の申告

○2012年1月1日現在、町田市に住所がある方は市・都民税の申告が必要です。ただし、次に該当する方は申告の必要がありません。
①所得税の確定申告をする方

市・都民税、所得税、贈与税、消費税、事業税の申告がはじまります



申告準備はお早めに!

問い合わせ先

- ◇市・都民税…市役所市民税課 ☎724・2117、2115、2114 FAX724・1177
- ◇所得税、贈与税、消費税の確定申告…町田税務署 ☎728・7211
- ◇事業税…八王子都税事務所個人事業税係 ☎042・644・1111

※住宅借入金等特別税額控除額があり、山林所得・退職所得がある方はご相談下さい。
②給与所得のみ、または公的年金等に係る所得のみの方

確定申告が不要になりました。確定申告は不要でも、市役所への市・都民税の申告は必要となる場合がありますのでご注意ください。

期限内に申告をされない場合、納付回数が増え、1回あたりの納付金額が多くなる場合があります。申告がない場合は、納付回数が増え、1回あたりの納付金額が多くなる場合があります。申告がない場合は、納付回数が増え、1回あたりの納付金額が多くなる場合があります。

※住宅借入金等特別税額控除対象の方は、居住開始年月日・特別控除可能額の記載がある源泉徴収票が必要です。

※東日本大震災への義援金等で「ふるさと寄附金」として控除を受ける方は、受領証等のほか、義援金等が最終的に被災地方公共団体や義援金配分委員会等へ拠出されること

が分かる書類が必要です(寄附先等が日本政府・日本赤十字社・中央共同募金会の場合や受領証等にその旨明記されている場合は不要)

○申告にお持ちいただくもの
市・都民税の申告の方は①申告書(会場にも有り)②印鑑③前年中の収入を証明できる資料(源泉徴収票等)④控除の資料等(前年中に支払った社会保険料の領収書や、国民年金・生命保険・個人年金・地震保険の保険料控除証明書、医療費領収書、障害者手帳、寄附金の受領証等)

○扶養控除の改正
①16歳未満(注1)の方(年少扶養親族)に係る扶養控除33万円が子ども手当の創設に伴い廃止されました。ただし、扶養親族(注2)の申告は、市・都民税の非課税判定のため必要となります。

○寄附金税額控除の改正
寄附金税額控除の適用下限額が5000円から2000円に引き下げられました。2011年中に支払った寄附金が2000円を超える場合、その金額から2000円を差し引いた額(上限有り)に対し、寄附先に応じて一定割合の税額控除が受けられます。

○住宅ローン控除の特例
大震災により所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を受けていた住宅を居住の用に供することができなくなった場合、特例措置として、2012年以降の控除対象期間の残期間についても、引き続き所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けることができるようになりました(2011年分については、従来の制度により控除を受けられます)。

○雑損控除及び雑損失の繰越控除の特例
大震災により住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は、雑損控除の適用を受けることにより市・都民税の軽減を受けることができます。また、控除しきれない損失額の繰越控除期間が3年から

5年に延長されました。
⑩ 住宅ローン控除の特例
大震災により所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を受けていた住宅を居住の用に供することができなくなった場合、特例措置として、2012年以降の控除対象期間の残期間についても、引き続き所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けることができるようになりました(2011年分については、従来の制度により控除を受けられます)。

学校給食の食材

放射性物質の検査を実施しています

市立小・中学校給食で使用する食材の放射性物質の検査を、1月11日から2週間に1度の割合で順次開始しました。

この検査では、使用頻度の高い食材10品目の放射性物質を、委託した検査機関が測定します。測定するのは、放射性ヨウ素131、放射性セシウム134、放射性セシウム137です。使用する機器は、ゲルマニウム半導体検出器です。

検査後概ね1週間程度で結果が出来ます。詳細は町田市ホームページでご覧いただけます。
【第1回(小学校分)の検査結果】
○検査日 1月11日
○検査品目 米、牛乳、人参、玉ねぎ、じゃがいも、里芋、大根、白菜、長ねぎ、ほうれん草

○検査結果 すべての品目で不検出(検出下限値未満)
【2回目以降の検査日程】
小学校 1月30日、2月21日、3月19日、中学校 2月7日、3月7日
なお、今後は肉・魚・卵等も順次検査していきます。検査する食材10品目の中で、米と牛乳は摂取頻度が高いため、毎回検査対象とします。
問 保健給食課 ☎724・2177 FAX724・1159

○確定申告で電子申告を予定されている方へ
電子申告の際に必要な住民基本台帳カードの交付及び電子証明書の発行を行います。ぜひご利用下さい。
○日時 2月25日、3月3日、いずれも土曜日午前9時～午後2時
○会場 市民課(市役所本庁舎1階)
※住民票・戸籍等の証明書発行及び住民異動届受付はできません。また、各市民センターでは取り扱いません。
※お持ちいただく添付書類は、申請内容により異なります。お問い合わせまたは町田市ホームページでご確認下さい。
問 市役所代表 ☎722・3111 市民課 ☎724・2123 FAX724・1180

2012年度 市・都民税の主な改正点

合は、市・都民税の課税・非課税証明書の交付が受けられません。また、国民健康保険税等の軽減等が受けられない場合があります。

○東日本大震災による被害を受けた方の特例措置
① 雑損控除及び雑損失の繰越控除の特例
大震災により住宅・家財・自家用車などに損害を受けた方は、雑損控除の適用を受けることにより市・都民税の軽減を受けることができます。また、控除しきれない損失額の繰越控除期間が3年から

5年に延長されました。
⑩ 住宅ローン控除の特例
大震災により所得税の住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)の適用を受けていた住宅を居住の用に供することができなくなった場合、特例措置として、2012年以降の控除対象期間の残期間についても、引き続き所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けることができるようになりました(2011年分については、従来の制度により控除を受けられます)。